

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

◆公安告示

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

目次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十三号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月十四日から施行する。

昭和四十三年十月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1の項中

市道旭町西線 倉吉市上井三一三番地先から同地内三四七番の八地先までの間

一八〇メートル

〃

〃

を

改める。

3の項中

市道旭町西線 倉吉市上井三一三番地先から同地内三四七番の八地先までの間
一般国道一七九号線 倉吉市海田一八四番地の五から同地内八四番地の五先までの間

一八〇メートル

〃

〃

に

県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市古海八二〇番地先から同地内七四八番地の六地先までの間

二三〇メートル

右

を

県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市古海八二〇番地先から同地内七四八番地の六地先までの間

二三〇メートル

右

に改

県道高路古海線 鳥取市古海上新田一四番の二地先から同市古海字西中田三八一三番の三地先までの間

九〇〇メートル

右

同

め

県道森岡田線 倉吉市横田一一七番地先から同地内四九七番地先までの間

五〇〇メートル

右

同

及び

県道倉吉江府線 東伯郡関金町大字関金宿一三三二番地先から同地内一三一九番地先までの間

二二〇メートル

右

同

を削

る。

5の項中

東伯郡羽合町大字田後 三四八番地の一地先 東伯郡羽合町大字田後 三五〇番の一〇地先	鳥取市湖山町一、二四一番地地先 鳥取市湖山町一、三九七番の一地先	6の項中 市道東町通り線、市道米子東福原線、米子市東町一〇五番地地先から同市法勝寺町四四番地地先までの間 三二〇メートル "	市道米子東福原線、市道東町通り線、米子市法勝寺町四四番地地先から同市東町五九番地地先までの間 四四〇メートル "	市道西高正門通り線、米子市角盤町二丁目七五番地地先から同市錦町一丁目一四九番地地先までの間 二〇〇メートル "	市道市役所横灘町橋線、米子市中町二〇番地地先から同市町八七番地地先までの間 二九〇メートル 車 両 七時から九時まで	市道市役所横灘町橋線、米子市中町二〇番地地先から同市内町一五八番地地先までの間 八〇〇メートル 車 両 七時から九時まで
及び		を削る。		に、		を

市道万能町通り線、米子市明治町九番地地先から同市道笑町二丁目一三二番地地先までの間(ただし、旧警察署側ののみ) 三〇〇メートル 自動車(二輪の自動車を除く)軽車両を除く 終日	市道皆生一条通り線、米子市皆生一八三番地地先から同市内二、一八九番地地先までの間 八二〇メートル "	市道皆生四条通り線、米子市皆生一、九五八番地二番地地先までの間 二二〇メートル "	市道万能町通り線、米子市明治町九番地地先から同市道笑町二丁目一三二番地地先までの間(ただし、旧警察署側ののみ) 三〇〇メートル 自動車(二輪の自動車を除く)軽車両を除く "	7の項中 東伯郡泊村大字原五〇三番地地先 "	8の項中 川端二丁目二〇一番地地先 "	川端二丁目一〇六番地地先 十字路 四	"	"
を		に、		を		に		を削る。

"	巖城二七九番地地先	一		を
"	下田中六六七番地の一地先	一		を
"	下田中六六七番地の一地先	一		を
"	大字今朝七七四番の 一六地先	一		を
"	大字今泉八四九番地地先	一		を
"	三九四番地の 五地先	一		を
"	大字今泉八四九番地地先	一		を
"	大字奥崎二七〇番地 の一地先	一		を
"	四、三八〇番地 地先T字路	三		を
"	四、三八〇番地 地先T字路	三		を
"	大字船岡五四〇番地地先	一		を
"	船岡町大字見槻中 字西岡 一五四番の 一地先	一		を
"	船岡町大字見槻中 字西岡 一五四番の 一地先	一		を
"	大字谷一木一、〇三三 番地の三地先	一		を
"	渡一木二六五番地の 三地先	一	河原橋西詰	を
"	大字谷一木一、〇三三 番地の三地先	一		を
"	西品治八八三番地の二 八地先	一		を
"	覚寺字横下二四五番の 二地先	一		を

"	米田二三二番地地先	一		に改め
"	丸山四七八番地の一地先	一		に改め
"	生田四四一番地地先	一		に改め
"	福吉町八九番地地先 十字路	二		に改め
"	"	一		を削り
"	大字八橋一、三七〇 番地地先	一	八橋小学校前	を削り
"	大字八橋一、三七〇 番地地先	一	八橋小学校前	を削り
"	大字八橋一、三七〇 番地地先	一	八橋小学校前	を削り
"	大字西原字西岡 六三〇番地の二地先	一		を削り
"	大字西原字西岡 六三〇番地の二地先	一		を削り
"	大字西原六六〇番地地先	一		を削り
"	大字西原六六〇番地地先	一		を削り
"	名和町大字富長七六二番地地先	二	庄内農協前交差点	を削り
"	名和町大字富長七六二番地 地先十字路	二		を削り
"	一〇九番地地先	一		を削り
"	大字西坪一八二番地地先	一		を削り
"	淀江町大字淀江 六八一の四番地地先	二	淀江保育園前	を削り
"	一、二二〇番地地先	一	浜下玉蔵方前	を削り
"	一、二四一番地地先	一	山根卯七郎方前	を削り

〃	大宇田後三五〇番の 二地先十字路	二	
〃	大宇田後三四八番地の 一地先十字路	三	
〃	大篠津町一、六九九番地地先	一	
〃	大篠津町一、六九九番地地先	一	
〃	無番地地先	一	美保中学校前
〃	河崎二、八九六番地地先	一	
〃	加茂町一丁目二番地の三地先	一	
〃	東山町五〇番地地先	一	
〃	灘町三丁目四六番地地先	一	

〃を 〃に 〃を

12の項中「軽自動車」を「軽自動車(道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第七条の二に定める普通自動車をいう。)」に改める。

鳥取県公安委員会告示第六十四号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月十四日から施行する。

昭和四十三年十月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

表中

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

改める。

三十四	鳥取市田鳥字見尾杵一三八番の四地先交 差点(十字路)	定周期式(一段式) 車両進行の信号付設	を
三十四	鳥取市田鳥字見尾杵一三八番の四地先交 差点(十字路)	定周期式(一段式)	に
三十五	鳥取市川端二丁目一〇六番地地先交差点 (十字路)	定周期式(一段式)	
三十六	鳥取市湖山町一、一四六番地の三地先交 差点(十字路)	定周期式(一段式)	
三十七	東伯郡羽合町大宇田後三四八番地の一地 先交差点(十字路)	定周期式(一段式)	
三十八	東伯郡大栄町大宇田良宿一、〇九六番地 の一地先交差点(十字路)	押ボタン式	